

# 福井県報

第 393 号  
令和 8 年  
3 月 24 日(火)  
火曜日発行

## — 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

### 告 示

- 生活保護法等の規定による指定介護機関の廃止(141・地域福祉課)…………… 1
- 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令第10条等に規定する知事が定める数(142・健康政策課)…………… 2
- ※旅館業法施行条例第4条第1項第6号の規定に基づき知事が定める施設の改正について(143・医薬食品・衛生課)…………… 3
- 県営土地改良事業の計画の決定および関係書類の縦覧(144・農村振興課)…… 8
- 道路の供用の開始(145、146・道路保全課)…………… 9
- 嶺北北部都市計画及び福井都市計画下水道事業の変更の認可(147・河川課)… 9
- 高潮浸水想定区域の指定(148・砂防防災課)…………… 9
- 都市計画の変更案の縦覧(149・都市計画課)…………… 10

### 訓 令

#### 教育委員会訓令

#### 警察本部訓令

- ※福井県公益認定等委員会庶務規程の一部を改正する訓令(情報公開・法制課)… 11

### 公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(財産活用課)…………… 12
- 公共測量の終了(土木管理課)…………… 12
- 基本測量の終了(同)…………… 12
- 指定管理者の指定(建築住宅課)…………… 12

#### 教育委員会教育長訓令

- ※許認可事務の処理日数に関する規程の一部を改正する訓令(1)…………… 13

## 告 示

### 福井県告示第141号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定介護機関からその業務を廃止する旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

指定介護機関 番号	サービスの種類	届出事項	名称	廃止年月日	介護機関住所
1892400282	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	廃止	小規模多機能ホーム みさき	令和8年3月31日	〒919-1452 福井県三方上中郡若狭町神子13-3-2

#### 福井県告示第142号

国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令111号。以下「省令」という。）第10条、第16条、第25条および第25条の8ならびに福井県国民健康保険条例（平成29年福井県条例第30号。以下「条例」という。）第10条、第12条、第14条、第15条、第17条、第18条、第20条、第21条および第23条に規定する知事が定める数を次のとおり定め、令和8年4月1日から施行する。

なお、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令第10条等に規定する知事が定める数（令和7年福井県告示第98号）は、令和8年3月31日をもって廃止する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 省令第10条の規定に基づき、知事が定める一般納付金基礎額調整係数  
0.9878971110612
- 2 省令第16条の規定に基づき、知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数  
0.9999999974709
- 3 省令第25条の規定に基づき、知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数  
0.9999999930839
- 4 省令第25条の8の規定に基づき、知事が定める子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数  
0.9999999481701
- 5 条例第10条の規定に基づき、知事が定める医療費指数反映係数  
0.5
- 6 条例第12条の規定に基づき、知事が定める一般納付金所得係数  
1.0237408098409
- 7 条例第14条の規定に基づき、知事が定める一般納付金被保険者均等割指数  
0.7
- 8 条例第15条の規定に基づき、知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数  
1.0210750895962

- 9 条例第17条の規定に基づき、知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数  
0.7
- 10 条例第18条の規定に基づき、知事が定める介護納付金納付金所得係数  
1.0801733789181
- 11 条例第20条の規定に基づき、知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数  
0.7
- 12 条例第21条の規定に基づき、知事が定める子ども・子育て支援納付金納付金所得係数  
1.0237408098409
- 13 条例第23条の規定に基づき、知事が定める子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数  
0.7

福井県告示第143号

旅館業法施行条例第4条第1項第6号の規定に基づき知事が定める施設（令和6年福井県告示第114号）を次のように改正する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
施設の種類	施設の名称	所在地	施設の種類	施設の名称	所在地
青少年教育施設	(略) 大野市青少年教育センター 池田町わんぱく冒険の森	(略) (略) 池田町志津原	青少年教育施設	(略) 大野市青少年教育センター	(略) (略)
専修学校	(略)	(略)	専修学校	(略)	(略)
社会体育施設	(略) 福井県立ホッケー場 福井県立久々子湖漕艇場 敦賀市武道館 (略) 大野市九頭竜国民休養地施設	(略) (略) 三方郡美浜町久々子29-6-1 (略) (略) (略)	社会体育施設	(略) 福井県立ホッケー場 福井県立艇庫 敦賀市武道館 (略) 大野市九頭竜国民休養地施設 大野市和泉体育館	(略) (略) 三方郡美浜町久々子29-6-1 (略) (略) (略) 大野市上大納38-16

天狗岩ファミリーパーク	(略)
(略)	(略)
鯖江市北中山体育館	(略)
神中公園テニスコート	(略)
(略)	(略)
あわら市柿原グラウンド	(略)
越前市みどりと自然の村	(略)
(略)	(略)
越前市もやいの郷・農楽園運動広場	(略)
<u>八ツ杉森林学習センター</u>	<u>越前市別印町19-1-1</u>
<u>しらやまいこい館</u>	<u>越前市都辺町36-84</u>
<u>池ノ上森林スポーツ林道</u>	<u>越前市池ノ上町</u>
<u>金華山グリーンランド</u>	<u>越前市米口町</u>
坂井市海浜自然公園	(略)
(略)	(略)
丸岡フィットネスセンター	(略)
春江B&G海洋センター	(略)
春江東グラウンド	(略)
春江北グラウンド	(略)
(略)	(略)
坂井グラウンド	(略)
坂井武道館	(略)
(略)	(略)

<u>大野市和泉グラウンド</u>	<u>大野市川合9-9</u>
天狗岩ファミリーパーク	(略)
(略)	(略)
鯖江市北中山体育館	(略)
<u>鯖江市尾花キャンプ場</u>	<u>鯖江市尾花町</u>
神中公園テニスコート	(略)
(略)	(略)
あわら市柿原グラウンド	(略)
<u>あわら市劔岳グラウンド</u>	<u>あわら市鎌谷11字21番地</u>
越前市みどりと自然の村	(略)
(略)	(略)
越前市もやいの郷・農楽園運動広場	(略)
坂井市海浜自然公園	(略)
(略)	(略)
丸岡フィットネスセンター	(略)
<u>江留上公園グラウンド</u>	<u>坂井市春江町江留上錦207</u>
春江B&G海洋センター	(略)
春江東グラウンド	(略)
<u>春江ゲートボール場</u>	<u>坂井市春江町随応寺20-30-1</u>
春江北グラウンド	(略)
(略)	(略)
坂井グラウンド	(略)
<u>坂井屋内スポーツセンター</u>	<u>坂井市坂井町上新庄14-2-3</u>
二	
坂井武道館	(略)
(略)	(略)

	池田町民体育館 菅生グラウンド (略) 萩野グラウンド 糸生体育館 アクティブランド体育館 常磐体育館 四ヶ浦体育館 萩野体育館 美浜町総合運動公園 (略)	(略) (略) (略) <u>丹生郡越前町小倉 88-22</u> <u>丹生郡越前町厨 71-326-1</u> <u>丹生郡越前町青野 20-9</u> <u>丹生郡越前町小樟 42-175</u> <u>丹生郡越前町細野 73-23</u> (略) (略)		池田町民体育館 冠山青少年旅行村 菅生グラウンド (略) 萩野グラウンド  美浜町総合運動公園 (略)	(略) <u>今立郡池田町志津原</u> (略) (略) (略) (略) (略) (略)
へき地保育所	(略) 内浦保育所	(略) (略)	へき地保育所	(略) 内浦保育所 岬保育所	(略) (略) <u>三方上中郡若狭町小川 12-1</u>
児童相談所	(略)	(略)	児童相談所	(略)	(略)
青少年ホーム	鯖江市 <u>ユーカーさばえ</u>	鯖江市水落町 2丁目 24-2	青少年ホーム	鯖江市 <u>勤労青少年ホーム</u>	鯖江市水落町 2丁目 24-2
働く婦人の家	(略)	(略)	働く婦人の家	(略)	(略)
公園	(略) 旭公園 蒔生野公園 栗野南第1公園 (略) 舞崎第2公園 松島第4公園 松島第6公園 三島公園 三島第2公園 石蔵公園 大島公園 山泉公園 青井第一公園	(略) (略) <u>敦賀市萩野町</u> (略) (略) (略) <u>敦賀市新松島町</u> <u>敦賀市新松島町</u> <u>敦賀市三島町 1丁目</u> (略) <u>敦賀市岡山町</u> (略) (略) <u>小浜市青井 2号 58番</u>	公園	(略) 旭公園 蒔生野公園 栗野南第1公園 (略) 舞崎第2公園 松島第4公園 松島第6公園 三島公園 三島第2公園 石蔵公園 大島公園 山泉公園 青井第一公園	(略) (略) <u>敦賀市蒔生野</u> (略) (略) (略) <u>敦賀市松島</u> <u>敦賀市松島</u> <u>敦賀市三島</u> (略) <u>敦賀市道口</u> (略) (略) <u>小浜市青井</u>

青井第二公園	小浜市青井 <u>19号34番</u>
中央公園	小浜市大手町 <u>12号1番</u>
遠敷第四公園	小浜市遠敷 <u>1丁目301番他</u>
遠敷第五公園	小浜市遠敷3丁目 <u>304番</u>
遠敷第三公園	小浜市遠敷6丁目 <u>502番1</u>
遠敷第二公園	小浜市遠敷8丁目 <u>202番</u>
遠敷第一公園	小浜市遠敷10丁目 <u>704番</u>
小浜公園	小浜市小浜香取 <u>81号1番</u>
三の堀公園	小浜市小浜清滝 <u>100番</u>
西部児童公園	小浜市小浜白鳥 <u>25番</u>
台場浜公園	小浜市川崎2丁目 <u>7番1他</u>
千種公園	小浜市千種2丁目 <u>16号73番</u>
内浜田公園	小浜市松ヶ崎2丁目 <u>805番</u>
松ヶ崎公園	小浜市松ヶ崎2丁目 <u>201番</u>
北公園	小浜市水取2丁目 <u>600番</u>
南公園	小浜市水取3丁目 <u>500番</u>
湊公園	小浜市水取4丁目 <u>600番</u>
南川第一公園	小浜市南川町 <u>18番</u>
南川第二公園	小浜市南川町 <u>125番</u>
東公園	小浜市四谷町 <u>20号31・32番</u>
四谷公園	小浜市四谷町 <u>20号3番</u>
義景公園	(略)
(略)	(略)
東中野公園	(略)
中ノ堂公園	大野市中挾2丁目 <u>104、他5筆</u>
きよたき公園	(略)
(略)	(略)
東公園	(略)
<u>ゆうゆうパークあわら</u>	あわら市二面32字 <u>21番地</u>
二面1号公園	(略)
(略)	(略)
二面3号公園	(略)

青井第二公園	小浜市青井
中央公園	小浜市大手町
遠敷第四公園	小浜市遠敷 <u>2丁目</u>
遠敷第五公園	小浜市遠敷3丁目
遠敷第三公園	小浜市遠敷6丁目
遠敷第二公園	小浜市遠敷8丁目
遠敷第一公園	小浜市遠敷10丁目
小浜公園	小浜市小浜香取
三の堀公園	小浜市小浜清滝
西部児童公園	小浜市小浜白鳥
台場浜公園	小浜市川崎2丁目
千種公園	小浜市千種2丁目
内浜田公園	小浜市松ヶ崎2丁目
松ヶ崎公園	小浜市松ヶ崎2丁目
北公園	小浜市水取2丁目
南公園	小浜市水取3丁目
湊公園	小浜市水取4丁目
南川第一公園	小浜市南川町
南川第二公園	小浜市南川町
東公園	小浜市四谷町
四谷公園	小浜市四谷町
義景公園	(略)
(略)	(略)
東中野公園	(略)
中ノ堂公園	大野市中挾2丁目 <u>301</u>
きよたき公園	(略)
(略)	(略)
東公園	(略)
<u>芦原児童公園</u>	あわら市二面32字 <u>6-2</u>
二面1号公園	(略)
(略)	(略)
二面3号公園	(略)

温泉発祥地公園	あわら市堀江十楽1字28—1
新街区公園	あわら市市姫4丁目1009
住吉街区公園	あわら市大溝2丁目1101
新用街区公園	あわら市大溝3丁目601
クレヨンランドかなづ (略)	(略)
坂ノ下児童公園	(略)
若葉台街区公園	あわら市花乃杜3丁目3001
向山児童公園 (略)	(略)
春日児童公園	(略)
昭和公園	あわら市矢地40字84—1
汀児童公園 (略)	(略)
越前市文京公園	(略)
越前市錦公園 (略)	(略)
越前市妙法寺公園	(略)
越前市常久徳神遺跡公園	越前市常久町
越前市向が丘公園 (略)	(略)
越前市不老公園	(略)
越前市和紙の里公園	越前市大滝町、岩本町
越前市小次郎公園 (略)	(略)
宮領公園	(略)
江留上公園	坂井市春江町江留上錦207
西公園 (略)	(略)
東公園	(略)

温泉発祥地公園	あわら市堀江十楽1字28
新街区公園	あわら市市姫4丁目
住吉街区公園	あわら市大溝2丁目
新用街区公園	あわら市大溝3丁目
クレヨンランドかなづ (略)	(略)
坂ノ下児童公園	(略)
若葉台街区公園	あわら市花乃杜3丁目
向山児童公園 (略)	(略)
春日児童公園	(略)
昭和公園	あわら市矢地40字
汀児童公園 (略)	(略)
越前市文京公園	(略)
越前市八ツ杉自然公園	越前市別印町
越前市錦公園 (略)	(略)
越前市妙法寺公園	(略)
越前市常久徳神遺跡公園	越前市妙法寺町
越前市向が丘公園 (略)	(略)
越前市不老公園	(略)
越前市越前和紙の里公園	越前市大滝町、岩本町、新在家町、 定友町
越前市小次郎公園 (略)	(略)
宮領公園	(略)
西公園 (略)	(略)
東公園	(略)

松岡公園	永平寺町松岡室第72号1番地1		
朝日中央公園	(略)	朝日中央公園	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
安土山公園	(略)	安土山公園	(略)
脇坂うみぞら公園	大飯郡高浜町西三松		

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、表の改正規定（「福井県立艇庫」を「福井県立久々子湖漕艇場」に改める部分に限る。）については、令和8年7月1日から施行する。

福井県告示第144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第7項の規定に基づき、県営土地改良事業（中名田地区 区画整理（経営体育成基盤整備（ほ場））事業）について土地改良事業計画を定めたので、同条で準用する第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条で準用する第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づきこの計画が定められたこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第14条第2項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和8年3月24日から令和8年4月21日まで
- 3 縦覧に供する場所  
小浜市経済産業部農林水産課  
小浜市経済産業部農林水産課ホームページ

福井県告示第145号

一般県道福井森田丸岡線の下記区間において、道路改良工事に伴い道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和8年3月24日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

道路種別	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	福井森田丸岡線	福井市栗森2丁目42番から 福井市栗森2丁目64番まで	令和8年 3月24日

#### 福井県告示第146号

一般県道福井森田丸岡線の下記区間において、道路改良工事に伴い道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および三国土木事務所において、令和8年3月24日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

道路種別	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	福井森田丸岡線	坂井市春江町寄安12字古屋敷33番から 坂井市春江町境為1字草外田21番まで	令和8年 3月24日

#### 福井県告示第147号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、嶺北北部都市

計画及び福井都市計画下水道事業の変更を認可する旨の近畿地方整備局告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

- 都市計画事業の種類および名称  
昭和53年建設省告示第298号嶺北北部都市計画及び福井都市計画下水道事業九頭竜川流域下水道（竹田川処理区）
- 施行者の名称  
福井県
- 事業所の所在地  
福井市大手3丁目17番1号
- 事業地の所在  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

#### 福井県告示第148号

水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第14条の3第1項、水防法施行規則（平成12年建設省令第44号。以下「規則」という。）第7条の2および第8条の規定に基づき高潮浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深および浸水の継続時間について、法第14条の3第3項および規則第9条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

○県指定高潮浸水想定区域

沿岸名	区域	関係図面が閲覧できる場所		浸水区域・浸水深	浸水継続時間
		県庁	土木事務所		
加越沿岸	石川県界から越前岬まで	砂防防災課	福井、三国、丹南	○	○
若狭湾沿岸	越前岬から京都府界まで	砂防防災課	丹南、敦賀、小浜	○	○

福井県告示第149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福井県知事に意見書を提出することができる。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

1 都市計画の種類

福井都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

福井市稲津町、荒木新保町の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

(2) 福井市大手3丁目10番1号

福井市都市政策部都市計画課

(3) 永平寺町松岡春日1丁目4番地

永平寺町えい住支援課

(4) 福井県土木部都市計画課ホームページ

4 縦覧期間

自 令和8年3月24日

至 令和8年4月7日

# 訓 令

福井県訓令第3号

福井県教育委員会訓令第1号

福井県警察本部訓令第12号

庁中一般

警察本部

福井県公益認定等委員会庶務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

福井県教育委員会

福井県警察本部長 増田 美希子

福井県公益認定等委員会庶務規程の一部を改正する訓令

福井県公益認定等委員会庶務規程（平成21年福井県訓令第16号・福井県教育委員会訓令第11号・福井県警察本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（庶務の分掌）</p> <p>第2条 委員会の庶務を処理する者は、次の各号に掲げる庶務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 次に掲げる庶務 公益法人等（公益社団法人および公益財団法人ならびに一般社団法人および一般財団法人をいう。）または公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下「公益信託法」という。）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。）を所管する所属（福井県行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第8条第1項の表右欄に掲げる課および室、福井県教育委員会行政組織規則（昭和46年福井県教育委員会規則第5号）第7条第1項に規定する課および同規則第13条第1項に規定する嶺南教育事務所ならびに福井県警察の組織等に関する規則（昭和35年福井県公安委員会規則第10号）第2条に規定する課、隊および所をいう。）の長</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ （略）</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ <u>公益信託法第42条第2項の規定により読み替えられた同法第28条第1項の規定による報告の徴収、立入検査および関係者に対する質問</u></p> <p>(2) （略）</p>	<p>（庶務の分掌）</p> <p>第2条 委員会の庶務を処理する者は、次の各号に掲げる庶務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 次に掲げる庶務 公益法人等（公益社団法人および公益財団法人ならびに一般社団法人および一般財団法人をいう。）を所管する所属（福井県行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第8条第1項の表下欄に掲げる課および室、福井県教育委員会行政組織規則（昭和46年福井県教育委員会規則第5号）第7条第1項に規定する課および同規則第13条第1項に規定する嶺南教育事務所ならびに福井県警察の組織等に関する規則（昭和35年福井県公安委員会規則第10号）第2条に規定する課、隊および所をいう。）の長</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ （略）</p> <p>(2) （略）</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

# 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量  
福井県庁舎、福井県議会議事堂および福井県警察本部庁舎（以下「福井県庁舎等」という。）で使用する電気  
6,479,000 kWh（高圧受電、契約電力1,700 kW）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県総務部財産活用課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年2月26日
- 4 落札者の名称および住所  
北陸電力株式会社福井支店  
福井県福井市日之出1丁目4番1号
- 5 落札金額  
145,491,073円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和8年1月6日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和8年3月3日に吉野瀬川ダム建設事務所より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 測量計画機関の名称  
吉野瀬川ダム建設事務所
- 2 作業の種類  
公共レーザー測量（地図情報レベル1000）

- 3 作業の期間  
令和7年9月18日から令和8年2月27日まで
- 4 作業の地域  
吉野瀬川ダム、越前市広瀬町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和8年3月2日に敦賀市より公共測量の終了についての通知があったので同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 測量計画機関の名称  
敦賀市
- 2 作業の種類  
公共測量（空中写真測量および写真地図作成）
- 3 作業の期間  
令和7年10月30日から令和8年2月25日まで
- 4 作業の地域  
敦賀市全域

地方自治法第244条の2第3項および福井県営住宅条例第46条の規定により公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第47条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年3月24日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

福井県営住宅町屋団地およびその共同施設

福井県営住宅上野団地およびその共同施設

福井県営住宅大安寺団地およびその共同施設

福井県営住宅霞ヶ丘団地およびその共同施設

- 2 指定管理者となる団体の所在地および名称  
福井市下馬3丁目511番地  
アイリス・辻広組グループ
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 教育委員会教育長訓令

福井県教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般  
各出先機関  
各教育機関

許認可事務の処理日数に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月24日

福井県教育委員会 教育長 藤丸 伸和

許認可事務の処理日数に関する規程の一部を改正する訓令

許認可事務の処理日数に関する規程（平成3年福井県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
許認可事務名	根拠法令等	処理区分			処理日数	摘要	許認可事務名	根拠法令等	処理区分			処理日数	摘要
		受付機関	処理機関	交付機関					受付機関	処理機関	交付機関		
行政財産の使用許可	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)								
						公益信託の引受けの許可	公益信託ニ関スル法律第2条	教育政策課	教育政策課	教育政策課	30日		
						公益信託の変更（併合・分割）の許可	公益信託ニ関スル法律第6条	教育政策課	教育政策課	教育政策課	30日		
技能教育施設の指定	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

